

「サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づき
サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人」の一部改正について

〔 令 和 7 年 2 月 5 日 〕
サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人（平成 28 年 10 月 21 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次のように改正する。

「日本年金機構」を 「日本年金機構
国立健康危機管理研究機構」 に改める。

附 則

この決定は、国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）の施行の日から実施する。

「サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づき
サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人」新旧対照表

○サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が
指定する法人（平成 28 年 10 月 21 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

（下線部分は改定部分）

一部改定案	現 行
サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人 平成 28 年 10 月 21 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 令和 年 月 日 <u>一 部 改 定</u> サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 13 条の規定に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人は、次に掲げるものとする。 地方公共団体情報システム機構 地方公務員共済組合連合会 地方職員共済組合 都職員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 国家公務員共済組合連合会 日本私立学校振興・共済事業団 公立学校共済組合 日本年金機構 <u>国立健康危機管理研究機構</u>	サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人 平成 28 年 10 月 21 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 13 条の規定に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人は、次に掲げるものとする。 地方公共団体情報システム機構 地方公務員共済組合連合会 地方職員共済組合 都職員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 国家公務員共済組合連合会 日本私立学校振興・共済事業団 公立学校共済組合 日本年金機構 <u>（新設）</u>